

平成 22 年度まちなか再生総合プロデュース事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)が、市町村(特別区を含む。以下同じ。)のまちなか再生を目的とする取組の推進に資するため、まちなか再生総合プロデュース事業を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 まちなか再生総合プロデュース事業は、近年におけるまちなか空間の急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退に鑑み、まちなか再生に取り組む市町村の個々のケースに即して、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家をコーディネートし、併せて専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、もって活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか空間 商店街を含み、居住・業務・公共・商業など各種機能が雑居し、周囲に比べ相対的に高い密度で定住人口と交流人口の両方が集中している区域をいう。
- (2) まちなか再生 まちなか空間の施設整備・環境改善・維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決及びまちづくりに要する資金調達等を行うことにより、まちなか空間における定住人口と交流人口の増大を図ることをいう。
- (3) まちなか再生事業 まちなか再生を目的に市町村が主体的に実施する事業をいう。
- (4) まちなか再生支援専門家 まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家(当該専門家が所属する法人を含む。)をいう。
- (5) まちなか再生支援専門家チーム 市町村が行うまちなか再生事業を支援するために個々のケースに即して組織された専門分野の異なる複数のまちなか再生支援専門家をいう。
- (6) まちなか再生プロデューサー まちなか再生支援専門家チームに属するまちなか再生支援専門家のうち、当該まちなか再生支援専門家チームの中心となり責任を持って業務を遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者をいう。

(実施業務)

第 4 条 まちなか再生総合プロデュース事業において実施する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市町村の求めに応じたまちなか再生支援専門家チームのコーディネート及び当該まちなか再生支援専門家に関する情報の提供(以下「情報提供」という。)
- (2) 市町村がまちなか再生事業を推進するため、まちなか再生支援専門家チームに業務の委託等を行う場合における当該まちなか再生支援専門家チームの専門家との委託等費用に対する補助(以下「補助金の交付」という。)
- (3) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業の進捗状況のモニタリング

(4) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業のレビュー

(補助対象業務)

第5条 補助金の交付を受けることができる委託等業務(以下「補助対象業務」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生支援専門家と業務の委託等契約(以下「契約」という。)を締結するものであること。
- (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- (3) 市町村とまちなか再生支援専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。
- (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- (5) 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人、地方独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。

(補助対象期間)

第6条 補助対象業務のうち補助金の交付の対象となる期間(次条において「補助対象期間」という。)は、平成22年4月1日から平成23年2月20日までの間とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の交付額は、第5条第1号に規定する契約の金額(2以上の者と個別に契約を締結する場合は、その総額)の3分の2以内とし、1市町村につき1,000万円を上限とする。

- 2 第5条第1号に規定する契約に係る経費のうち、補助の対象となる経費は、補助対象期間内の人件費、旅費、交通費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他の補助対象業務を履行するために必要となる経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。
- 3 前項に規定する補助対象業務を履行するために必要となる経費には、成功報酬は含まないものとする。
- 4 第1項の補助金の交付額には、1,000円未満の端数はつけないものとする。

(補助件数)

第8条 財団が補助金の交付を行う市町村の数は、6市町村程度とする。

(補助金交付等申請)

第9条 第4条第1号に掲げる情報提供及び同条第2号に掲げる補助金の交付(以下「補助金の交付等」という。)を受けようとする市町村は、次に掲げる書類等を直接財団に提出するものとする。

- (1) まちなか再生総合プロデュース事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) まちなか再生総合プロデュース事業調書(様式第2号)
 - (3) その他参考となる資料
- 2 前項の規定による書類等の提出を行った市町村(政令指定都市を除く。)は、速やかに、その旨を都道府県に報告するものとする。

- 3 第1項の書類等の提出期限は、平成22年2月19日(財団必着)とする。
- 4 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後にこの事業の追加募集を行うものとする。

(申請内容の調査及び検討)

第10条 財団は、前条第1項の規定による書類等の提出があったときは、申請内容の調査を行うものとする。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による書類等の提出を行った市町村(以下「申請市町村」という。)及び関係者に説明を求めることができるものとする。

- 2 財団は、申請内容の総合的な検討に当たり、学識経験者、実務家、まちづくり専門家等で組織するまちなか再生支援協力委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その意見を求めることができるものとする。

(審査結果の通知)

第11条 財団は、申請市町村に対し、前条の調査及び検討の結果をもとに、補助金の交付等を行うことが適当であるか否かを審査し、その結果を申請市町村に通知するものとする。

(情報提供)

第12条 財団は、前条の規定による通知において補助金の交付等が適当であるとされた申請市町村で、情報提供を希望するものに情報提供を行うに当たっては、必要に応じ当該申請市町村にヒアリング等を行うこととし、当該申請市町村のまちなか再生に即したまちなか再生支援専門家となり得る複数の専門家の人材情報を提供するものとする。

(補助金交付決定)

第13条 第11条の規定による通知において補助金の交付等が適当であるとされた申請市町村は、まちなか再生支援専門家との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類等を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、補助金の交付決定を行うものとする。

- (1) まちなか再生支援専門家との業務委託等契約書案(以下「契約書案」という。)
 - (2) 前号の契約書案に係る仕様書等の写し
 - (3) その他当該契約締結に当たり必要なもの
- 2 財団は、前項の補助金の交付決定をしたときは、直接申請市町村に通知するものとし、併せて、交付決定をした市町村名(政令指定都市を除く。)を都道府県に連絡するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた市町村(以下「補助市町村」という。)は、まちなか再生支援専門家との契約の締結後、速やかに、その契約書の写し(以下「契約書写」という。)を直接財団に提出するものとする。
 - 4 前項の契約については、第1項第1号に掲げる契約書案と異なる内容のものとするのは、認めないものとする。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他の軽微な変更を行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(まちなか再生事業のモニタリング)

第14条 財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のモニタリングを行うに当たり、必要な場合は、委員会の協力を得て、現地で会議を開催するものとする。

2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、補助市町村及び当該まちなか再生支援専門家チームに対して、その出席を要請し、まちなか再生事業の進捗状況及び実施内容に関する説明を求めるものとする。

3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(まちなか再生事業のレビュー)

第15条 財団は、補助市町村が実施したまちなか再生事業のレビューを行うに当たり、実績報告会を開催するものとする。

2 財団は、前項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村及び当該まちなか再生支援専門家チームに対してその出席を要請し、まちなか再生事業の実績及び成果について報告を求めるものとする。

3 財団は、第1項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(まちなか再生プロデューサーからの完了報告)

第16条 まちなか再生プロデューサーは、補助対象業務が完了したときは、まちなか再生支援専門家チームの他の専門家と調整し、直ちに、補助市町村にまちなか再生総合プロデュース事業完了報告書(様式第3号)を提出し、補助対象業務の完了報告を行うものとする。

(事業実績報告及び補助金の交付請求)

第17条 補助市町村は、前条のまちなか再生総合プロデュース事業完了報告書の提出があったときは、これを確認した後、次に掲げる書類等を財団に直接提出し、補助対象業務の実績報告及び補助金の交付請求を行うものとする。

- (1) まちなか再生総合プロデュース事業実績報告書(様式第4号)
- (2) まちなか再生総合プロデュース事業完了確認調書(様式第5号)
- (3) まちなか再生総合プロデュース事業補助金交付請求書(様式第6号)
- (4) まちなか再生総合プロデュース事業完了報告書の写し
- (5) その他事業の成果を説明できる資料

2 前項各号に掲げる書類等の提出期限は、平成23年3月4日とする。

(補助金の交付)

第18条 財団は、前条の書類等の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、平成23年3月31日までに、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第19条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする

る。

- (1) 第13条第1項第1号に掲げる契約書案と同条第3項の規定により財団に提出する契約書写の内容が異なったとき（同条第4項の規定により財団から承認を受けた場合を除く。）。
 - (2) 仕様書等に記載された成果を挙げるのが困難となったとき。
 - (3) まちなか再生支援専門家との契約が違法な手段により締結されたとき。
 - (4) 補助市町村がまちなか再生支援専門家と契約を締結できなかったとき、又は契約を解消したとき。
 - (5) 財団から交付された補助金が、目的以外の用途に使用されたとき。
 - (6) 第17条第1項各号に掲げる書類等が同条第2項の提出期限までに提出されなかったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合において、前条の規定により既に補助金が交付されているときは、当該補助市町村は、これを返還しなければならない。

（情報公開）

第20条 財団は、補助金の交付決定後に、補助市町村名、まちなか再生支援専門家の名称、補助対象業務の概要その他の内容を公表することができるものとする。

（法令遵守）

第21条 この事業による補助金の交付を受けた市町村は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る事務を行うものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。